

優良金融機関 29 店舗に感謝状を贈呈



—感謝状贈呈式典のようす—



—小松会長から感謝状を受ける支店長—
(6年連続受賞の都留信用組合 齊藤河口湖支店長)

※ ※ ※

当協会では、6月3日（金曜日）甲府市丸の内一丁目のベルクラシック甲府において「平成23年度 優良店舗感謝状贈呈式」を開催しました。

贈呈式では、来賓として、山梨県産業労働部長（堀内次長が代理出席）をはじめ、県内金融機関の代表者、及び役員をお迎えして平成22年度中における信用補完制度への取組みに貢献の大きかった県内金融機関29店舗（前年度62店舗）の支店長の皆さまに感謝状が贈呈されました。

この感謝状贈呈式は、第一回目の昭和58年から数えて今回で29回になります。今年度から優良店表彰基準が改正され、より厳選されたこともあり、優良店として感謝状が贈られる支店数は、従来に比べ半減しましたが、該当店舗の皆さまには、難関をクリアされ、優良な保証実績をあげていただき、荣誉ある優良金融機関店舗に輝きました。

式典では、小松会長から29ヶ店の優良店舗の功績に敬意と感謝の意が伝えられ、さらに、東日本大震災による影響などで経済も先行き不透明な情勢にあるので、県内中小企業者の資金繰り円滑化のために、金融機関と協会が連携と協調体制を強化して二人三脚となり取組んでいきたい、との挨拶が行われました。

また、金融機関支店長には、小松会長から一人ひとりに感謝状が手渡されました。

※ ※ ※

受賞店舗は以下のとおりです。

◇ 保証債務残高30億円以上（2店舗）

- ・みずほ銀行 甲府支店 <3年連続受賞>
- ・三井住友銀行 甲府法人営業部 <2年連続受賞>

◇ 保証債務残高20億円以上（4店舗）

- ・山梨中央銀行 柳町支店 <2年連続受賞>
- ・山梨中央銀行 塩山支店 <2年連続受賞>
- ・甲府信用金庫 緑町支店 <2年連続受賞>
- ・甲府信用金庫 西 支店

◇ 保証債務残高10億円以上（5店舗）

- ・山梨中央銀行 南竜王支店 <2年連続受賞>
- ・山梨中央銀行 和戸支店 <2年連続受賞>
- ・甲府信用金庫 田富支店 <3年連続受賞>
- ・都留信用組合 上吉田支店
- ・甲府信用金庫 北支店 <2年連続受賞>

◇ 保証債務残高5億円以上（5店舗）

- ・山梨中央銀行 小淵沢支店
- ・山梨県民信用組合 下谷支店
- ・山梨中央銀行 下飯田支店
- ・山梨県民信用組合 石和支店
- ・山梨県民信用組合 勝沼支店

◇ 基準に相当する店舗（13店舗）

- ・りそな銀行 甲府営業部 < 2年連続受賞 >
- ・甲府信用金庫 南支店 < 2年連続受賞 >
- ・山梨中央銀行 韮崎支店 < 3年連続受賞 >
- ・山梨中央銀行 小笠原支店 < 2年連続受賞 >
- ・山梨中央銀行 武田通支店 < 2年連続受賞 >
- ・都留信用組合 河口湖支店 < 6年連続受賞 >
- ・山梨信用金庫 小笠原支店 < 2年連続受賞 >
- ・甲府信用金庫 韮崎支店 < 3年連続受賞 >
- ・山梨中央銀行 鯉沢支店 < 2年連続受賞 >
- ・山梨中央銀行 勝沼支店 < 2年連続受賞 >
- ・山梨中央銀行 青沼支店 < 2年連続受賞 >
- ・山梨信用金庫 市川支店 < 2年連続受賞 >
- ・都留信用組合 山中湖支店 < 2年連続受賞 >

以上 全29店舗

本年度につきましても、下記実施要領に基づき選定させていただきます！！

金融機関優良店舗感謝状贈呈実施要領

山梨県信用保証協会

(目的)

第1条 この要領は信用保証業務の充実・伸張に特に顕著な実績をあげた優良な金融機関店舗に対し感謝の意を表し、もって適正保証を推進し、県内中小企業金融の円滑化を図ることを目的とする。

(優良店舗の決定等)

第2条 優良店舗は、選定委員会の意見を聴いて会長が決定する。

- 2 選定委員会は、常勤役員、部長、支店長、及び課長で構成する。
- 3 選定委員会は、会長が招集する。

(選定基準)

第3条 優良店舗は、前年度の実績に基づき、下記(1)から(4)の各保証債務残高グループにおいて、次のア、イ、及びウのいずれにも該当する店舗、並びに下記(5)の基準を満たす店舗とする。

- ア 保証債務残高の増加率(対前年度比)が各グループ内の平均以上の店舗
- イ 代位弁済率(対期末保証債務残高)が各グループ内の平均以下の店舗
- ウ 保証先数の増加率が各グループ内の平均以上の店舗

- (1) 保証債務残高が30億円以上で債務残高増加率が上位の5店舗
- (2) 保証債務残高が20億円以上30億円未満で債務残高増加率が上位の5店舗
- (3) 保証債務残高が10億円以上20億円未満で債務残高増加率が上位の5店舗
- (4) 保証債務残高が5億円以上10億円未満で債務残高増加率が上位の5店舗
- (5) 政策保証に対して特に貢献度が高いと認められる店舗

政策保証は特定社債保証、流動資産担保融資保証、求償権消滅保証、事業再生保証、事業再生円滑化関連保証、再挑戦支援保証、特定信用状関連保証とする。但し、新たな政策保証を追加することができる。

- 2 前項の選定基準相当の実績があり、特に表彰に価すると認められる店舗は、優良店に選定することができる。
- 3 前2項の基準日は年度の末日とし、その実績は基準日の属する年度中とする。
- 4 選定店舗は、前項の基準の上位順に選定する。

(贈呈)

第4条 優良店舗には感謝状を贈呈する。

(実施時期)

第5条 優良店舗に対する感謝状贈呈の実施は、原則として毎年6月とする。

(事務局)

第6条 優良店舗感謝状の贈呈に関する事務は、保証部が行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、会長が定める。

(附則)

この要領は、平成10年8月1日に実施し、平成10年4月1日から適用する。

一部改正 平成13年5月 9日 (第7条 事務局の変更)

平成14年7月11日 (第3条 選定基準の変更

第4条 贈呈の変更、

第6条 預託金の削除)

平成15年4月 1日 (第3条 選定基準の変更)

平成16年4月13日 (第3条 選定基準の変更)

平成17年5月30日 (第3条 選定基準の変更)

平成19年12月1日 (第3条 選定基準の変更

第4条 贈呈の変更)

平成19年4月1日から適用する。

平成20年5月14日 (第2条 優良店舗の決定等の変更

第3条 選定基準の変更、

第4条 贈呈の変更)

平成20年4月1日から適用する。

平成21年8月19日 (第3条 選定基準の変更、

第4条 贈呈の変更)

平成21年4月1日から適用する。

平成22年12月13日 (第3条 選定基準の変更、

第4条 贈呈の変更)

平成22年4月1日から適用する。